

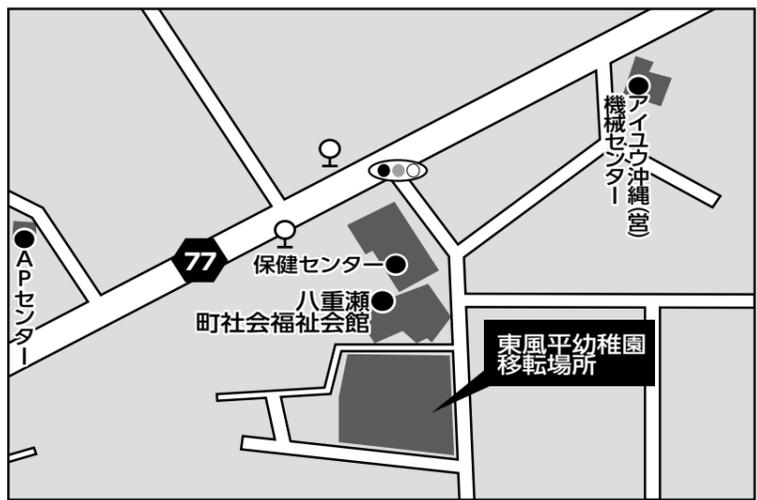
平成24年度 町育英資金貸与生募集のお知らせ

- 八重瀬町育英会では、人材育成を目的として町内に住所を有する者の子弟のうち、優秀なる学生で経済的理由によって就学困難な大学生（短大、専門学校含む）に対し育英資金を貸与するため、平成24年度の貸与生を募集します。
- 平成24年3月1日
八重瀬町育英会会長 比屋根方次
- 【申込資格者】**
- (1) 八重瀬町に引き続き1年以上住所を有し、成績優秀でかつ経済的理由により修学困難な大学生、短期大学生および専門学校生（学校教育法に定める学校）
 - (2) 貸与後、町育英会規則および細則を遵守し奨学金の返還が可能な者
 - (3) 他の育英機関より奨学金の貸与を受けていない者
- 【申込期間】**
平成24年4月9日（月）～平成24年5月8日（火）までの期間に八重瀬町育英会事務局（学校教育課窓口 8:30～17:00）へ提出すること
- 【人数】** 30名程度（予算の範囲内）
- 【選抜方法】**
申込者の中からその世帯の所得状況（家庭の経済事情）に応じ、貸与生が選抜される。
（なお、世帯の所得状況によっては選抜されない（不採用）場合もあります。）
- 【貸与額】**
平成24年4月分から平成25年3月分までの12月分
 (1) 県内大学生（短期大学・専門学校生）
 ↓月額3万円（年間36万円）
 (2) 県外大学生（短期大学・専門学校生）
 ↓月額4万円（年間48万円）
- 【利息】** 無利子
- 【償還方法】**
大学等を卒業1年経過後から、その貸与月額の2分の1以上の額を毎月償還すること

【提出書類】	
書類	備考
① 学資貸与願書（指定様式） 6か月以内に撮影した写真・縦4cm×横3cmを貼付	願書は学校教育課窓口にて配布（写真1枚）
② 在学証明書	在学する大学（短大・専門学校等）へ依頼
③ 成績証明書（現在、在学中の学生のみ）	在学する大学（短大・専門学校等）へ依頼
④ 学校長の推薦書（現在在学中の学生以外） ・平成24年3月に高校を卒業した者、過年度生等	卒業した出身高校へ依頼
⑤ 住民票謄本（住民環境課本庁・東風平庁舎）	本籍記載必要
⑥ 所得証明書（町税務課本庁・住民環境課東風平庁舎）	所得を有する世帯全員
⑦ 納税証明書（上記同じ）	世帯における軽自動車税、固定資産税、町県民税における納税証明書
⑧ 資産証明書又は無資産証明書（上記同じ）	世帯において資産がある方全員分

お問い合わせ：八重瀬町育英会 事務局（八重瀬町教育委員会 学校教育課内） ☎098-998-7571

東風平幼稚園の移転のお知らせ



※町保健センター・社会福祉会館（社協）の隣です。

新住所
〒901-0401
八重瀬町字東風平1391番地11
TEL/FAX 998-21125
（電話は従来の番号です）

国道507号道路事業による移転立ち退きのため、昨年7月より移転場所以て建設中でありましたが、このほど無事竣工しましたので、3月5日から次の場所へ移転開園いたします。

子ども手当最終のご案内

手続きはお済みですか!!

平成23年10月から子ども手当を受給するには申請手続きが必要です。

最終期限 平成24年3月30日（金）まで

受付時間 8時30分～17時15分

※土日、祝日、平日12時～13時は除く



10月以降子ども手当を受給するためには、平成23年9月末日現在子ども手当受給者を含めすべての方は申請が必要です。

期限までに申請がない場合、手当を受けられない月が出てきますので、必ず期間内に手続きを行って下さい。

- ※ 必要書類等は申請案内通知を必ずお読みになって確認してください。
- ※ 離婚前提の別居や、家庭状況に特別な事情がある場合はご相談ください。

ご注意ください

10月以降に他市町村から転入した方、またはお子さんが生まれた方は、15日以内に手続きをしてください

期間	新たな制度 平成23年10月～平成24年3月	現行 平成23年4月～平成23年9月	
法律	特別措置法	つなぎ法	
支給月額	3歳未満	13,000円	
	3歳～小学校 修了前		第1子 第2子 第3子 以降
	中学生		10,000円

2月に振り込まれていない方は申請手続きをしていない可能性があります。



お問い合わせ先 児童家庭課 ☎998-7163

通園・通学バスご利用の皆様へ



すべての金融機関にて口座振替ができるようになります。平成24年4月1日より、申し込み者に応じて、定期カードを発行します。



◆詳しくは学校教育課
998-7571まで